

令和 3 年度 十島村入札参加資格審査申請書提出要領

当村が発注する建設工事および測量・コンサルタント等の競争入札に参加しようとする者は、次のとおり関係書類を提出して下さい。

なお、この申請をもとに作成される名簿は、村長部局をはじめとして、教育委員会等の発注する建設工事および測量・コンサルタント等の競争入札に使用されます。

1. 受付期間

令和 3 年 1 月 1 2 日（火）～令和 3 年 3 月 3 1 日（水） ※土・日・祝祭日は除く。

午前：8 時 3 0 分から正午、午後：1 時から 5 時まで

※ 受付期間中は、混雑のため、申請書の受付用紙や受領確認書、審査結果通知書等の返送に長期間(1 ヶ月以上)を要する場合があります。ご了承ください。

2. 提出場所

〒 8 9 2 - 0 8 2 2 鹿児島県鹿児島市泉町 1 4 番 1 5 号
十島村役場 土木交通課 地域整備室
TEL 0 9 9 - 2 2 2 - 2 1 0 1 (代)

3. 提出方法

持参及び郵送

4. 有効期間

1 年間（令和 3 年度）

5. 申請書の提出資格

【かごしま県電子入札システム】による電子入札に参加できる者

< 建設工事 >

- (1) 建設業法（以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する建設業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項の審査を受けた者。

< 測量・建設コンサルタント >

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者。
- (2) 建設工事にかかる測量、建設コンサルタント業務等について、営業に関し法律上必要とする資格を有する者。

6. 提出書類（別紙 1 を参照）

書類は番号順に綴じ、紙ファイル（A4 版）で提出して下さい。

ただし、提出書類に不備がある場合は、登録できませんので、提出の際は、**書類および内容等に不備がないかを十分に確認のうえ提出すること。**

また、内容変更が生じた場合には別紙 2 を参照のうえ必要書類を提出すること。

7. 登録・受付の確認について

受付確認に必要となるため、必ず返信用封筒(長形 3 型程度)を添付（宛先明記、切手必要）してください。

※ 受付期間中は、混雑のため、審査結果通知書等の返送に長期間(1 ヶ月以上)を要する場合があります。ご了承ください。

8. 申請後の登録内容変更

申請後、内容変更が生じた場合は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式の「競争契約参加資格審査申請書変更届」により届け出をお願いします。

なお、申請後に新しい経営事項審査を受けた場合や建設業の許可更新を行った場合は、更新後の通知書を必ず提出してください。（提出書類は別紙 2 参照）

■ 提出書類 <内容変更時>

変更内容		変更届 (県統一様式)	委任状	使用印鑑届	登記簿謄本
本社・支店	社(店)名	○	○		○
	代表者	○	○		○
	所在地	○			○
	使用印鑑	○	○	○	
	電話番号等	○			
委任先	受任者	○	○		
	所在地	○			
	使用印鑑	○	○	○	
建設業の許可等		○	通知または証明書		

※ 証明を必要とするものは写し可

■ 納税証明書の取得・提出について 【写しで可。国、都道府県及び市区町村税全て】

◆ 法人事業者の場合

- [1] 市区町村税の納税証明書
 - (ア) 「市区町村税について未納のない証明」でも可。
 - (イ) 支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の市区町村が発行するもののみで可。
- [2] 都道府県税の納税証明書
 - (ア) 「都道府県税について未納のない証明」でも可。
 - (イ) 支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の都道府県が発行するもののみで可。
- [3] 国税の納税証明書
 - (ア) 納税証明書「その3の3」を取得してください。

◆ 個人事業者の場合

- [1] 市区町村税の納税証明書
 - (ア) 「市区町村税について未納のない証明」でも可。
 - (イ) 支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の市区町村が発行するもののみで可。
- [2] 都道府県税の納税証明書
 - (ア) 「都道府県税について未納のない証明」でも可。
 - (イ) 支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の都道府県が発行するもののみで可。
- [3] 国税の納税証明書
 - (ア) 納税証明書「その3の2」を取得してください。